

総合情報学研究科 学位取得について

I. 博士前期課程（修士）

1. 学位授与の要件

総合情報学研究科では、次の判定基準に基づいて修士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、修士（情報学）の学位を授与する。

- (1) 学位授与方針に基づき、当該専門分野について高度の専門知識を有するとともに、専門家として社会に貢献しうる能力を有していること。
- (2) 必要な修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、研究指導を受けた上で修士論文を提出もしくは制作指導を受けた上で修士作品を提出し、その審査及び試験に合格すること。ただし、コンピュータサイエンスコースについては制作指導による修士作品提出は認めない。

2. 修士論文審査基準

2.1. 審査体制

修士論文の審査は主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会において行われる。

2.2. 評価項目

- (1) 研究課題の設定と研究方法の選択が妥当であること。
- (2) 研究課題に関する先行研究の調査が十分に行われ、それらに対する評価と引用が適切であること。
- (3) 課題設定から結論に至る論旨展開が論理的であり、妥当であること。併せて、得られた結果の解釈が妥当であるとともに明確であること。
- (4) 研究結果は、当該分野において新規性、有用性を有すること。
- (5) 学術論文としての体裁が妥当であること。

2.3. 評価基準

上記の項目をすべて満たし、審査委員会までに評価対象の研究論文に関連して、学術誌に掲載もしくは研究集会などにおいて発表されているか、その予定が確定していること。

3. 修士作品審査基準

3.1. 審査体制

修士作品の審査は主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会において行われる。

3.2. 評価項目

- (1) 制作課題の設定と制作方法の選択が妥当であること。
- (2) 芸術性、娯楽性もしくは社会性の少なくともいずれかを有していること。
- (3) 作品完成までのプロセスにおいて十分な情報収集や試行錯誤がなされていること。
- (4) テーマに将来性があり、当該分野や社会の発展に寄与する可能性を有していること。

3.3. 評価基準

上記の項目をすべて満たし、審査委員会までに評価対象の制作作品に関連して、学外

での評価を確認できる発表や展示が行われているか、その予定が確定していること。

II. 博士後期課程（課程博士）

1. 学位授与の要件

総合情報学研究科では、次の判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士（情報学）の学位を授与する。

- (1) 学位授与方針に基づき、当該専門分野において、新しい分野を開拓し、独創的な研究を遂行しうる能力を有するとともに、リーダーとしての強い責任感を有していること。
- (2) 必要な修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

2. 学位論文審査基準

2.1. 審査体制

学位論文の審査は主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会において行われる。

2.2. 評価項目

- (1) 研究課題の設定と研究方法の選択が妥当であること。
- (2) 研究課題に関する先行研究の調査が十分に行われ、それらに対する評価と引用が適切であること。
- (3) 課題設定から結論に至る論旨展開が論理的であり、妥当であること。併せて、得られた結果の解釈が妥当であるとともに明確であること。
- (4) 研究結果は、当該分野において新規性及び国際的、学術的な意義を有すること。
- (5) 学術論文としての体裁が妥当であること。

2.3. 評価基準

上記の項目をすべて満たし、審査委員会までに筆頭論文1編と国際会議論文1編を含む論文3編以上が明確な査読を有する当該分野の学術誌に掲載、または掲載可となっていること。

III. 博士後期課程（論文博士）

1. 学位授与の要件

総合情報学研究科では、次の判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士（情報学）の学位を授与する。

- (1) 学位授与方針に基づき、当該専門分野において、新しい分野を開拓し、独創的な研究を遂行しうる能力を有するとともに、リーダーとしての強い責任感を有していること。
- (2) 博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

2. 学位論文審査基準

2.1. 審査体制

学位論文の審査は主査1名及び副査2名以上からなる審査委員会において行われる。

2.2. 評価項目

- (1) 研究課題の設定と研究方法の選択が妥当であること。
- (2) 研究課題に関する先行研究の調査が十分に行われ、それらに対する評価と引用が適切であること。
- (3) 課題設定から結論に至る論旨展開が論理的であり、妥当であること。併せて、得られた結果の解釈が妥当であるとともに明確であること。
- (4) 研究結果は、当該分野において新規性及び国際的、学術的な意義を有すること。
- (5) 学術論文としての体裁が妥当であること。

2.3. 評価基準

上記の項目をすべて満たし、審査委員会までに筆頭論文 2 編と国際会議論文 2 編を含む論文 5 編以上が明確な査読を有する当該分野の学術誌に掲載、または掲載可となっていること。